

証券コード 6342

(発送日) 2023年6月8日

株 主 各 位

(電子提供措置の開始日)2023年5月31日

愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8

株式会社 太平製作所

取締役社長 齊 藤 武

第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供制度をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第136回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<http://www.taihei-ss.co.jp/>

(上記のウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株主様へのご案内」を選択いただき、ご確認ください。)



また、上記のほか、下記ウェブサイトにも掲載しております。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6342/teiiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」、5頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」に従って、2023年6月22日(木曜日)午後4時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番8 当社会議室
（末尾の株主総会会場のご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第136期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第136期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置に修正が生じた場合、1頁目に記載のインターネット上の当社ウェブサイトおよび株主総会資料掲載ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

新型コロナウイルス感染症への対応について

政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が2023年5月8日付で廃止されたことを受け、本年の定時株主総会におきましては、出席される株主様へのマスク着用を任意とさせて頂くなど、感染症対策は行わない方針とさせて頂きますが、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、感染症の拡大状況やご自身の体調をご確認のうえ、ご出席いただきますようお願いいたします。

また、運営スタッフ並びに役員のマスク着用も任意とさせていただきます。


◎新型コロナウイルス感染症の拡大など、今後の状況により株主総会の運営に関して、事前に株主様にご案内すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.taihei-ss.co.jp/>）にてお知らせいたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
(後記)の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月23日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)




インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後4時50分入力完了分まで



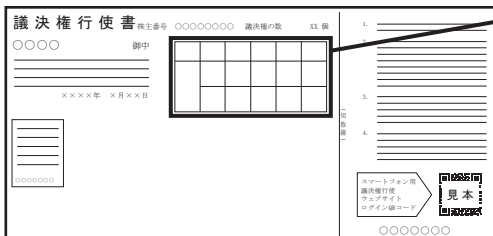
書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年6月22日(木曜日)
午後4時50分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書

株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 ○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

インターネット専用
議決権行使書
受付システム
ログインカード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印

- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネットおよび書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



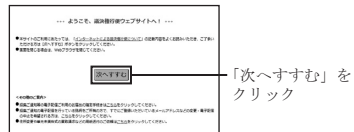
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

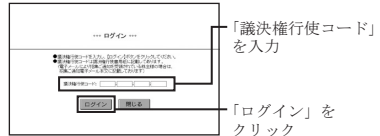
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

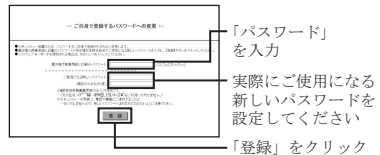
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和されるなど、社会経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。一方、原材料やエネルギー価格の高騰等による物価の上昇、世界的な金融引き締め等による海外景気の下振れがわが国経済を押し下げるリスク要因として注視する必要がある、依然として先行きが不透明な状況が続いていると考えられます。

当社を取り巻く事業環境は、カーボンニュートラルやSDGsを踏まえた脱炭素化に向けた世界的な流れが加速するなか、特に二酸化炭素の吸収、炭素の貯蔵に資する木材産業の果たす役割が期待され、戸建て住宅以外の中高層建物で新たな木質建材を使用した建物の建築・建造が積極的に進められようとしている一方、戸建て住宅においては着工数が減少傾向にあることに加え、昨年発生したウッドショックによる木材供給不足の反動から、国内における合板をはじめとする建築資材の在庫が増加し、一部において在庫調整の動きが見られるなど、木材資源の活用用途や調達環境の変化により、環境変化への対応力の重要性が増しております。

このような中、既存機械の改良改善に取り組むとともに、環境の変化に対応した機械の開発に取り組んで参りました。また、受注計画および生産計画を見直し、納期が長期化する部品を先行して手配するなど、客先希望納期に応えられる体制を強化するとともに、生産効率の向上および部材調達価格の上昇抑制に取り組んで参りました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は、6,437百万円（前連結会計年度比30.4%増）となりました。売上高のうち輸出は、810百万円（前連結会計年度は817百万円）で輸出比率は12.60%となりました。利益につきましては、営業利益は742百万円（前連結会計年度比299.8%増）、経常利益は768百万円（前連結会計年度比171.7%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は683百万円（前連結会計年度比205.8%増）となりました。

なお、セグメントの業績は、次のとおりであります。

イ. 合板機械事業

前連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症による渡航制限の影響から据付工事が行えなかったことや、研究開発費が増加したことなどから売上・利益ともに伸び悩みましたが、新型コロナウイルス感染症による行動制限が緩和され、延期となっていた海外案件の据付工事が進みました。

また、住宅着工戸数が減少傾向にあることに加え、昨年発生したウッドショックによる木材供給不足の反動から、市場の一部において在庫調整の動きが見られるなど、市場の先行き不透明感から設備投資への慎重姿勢も見られましたが、合板価格が高止まりしていることや、新たな木質建材への意識も高まっており、設備投資意欲に回復傾向が見られます。

このような状況の中、国内において大型案件の受注を獲得できたことや、部品の納期遅れや原材料等の価格上昇に対応するため、生産計画の見直しや部品を先行手配するなど工程管理を徹底して取り組んで参りました。一部の案件においては部品の納期遅れにより想定を下回る進捗となったものもありますが、生産の効率化やコスト抑制にもつながり、売上・利益ともに堅調に推移しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は4,273百万円（前連結会計年度比61.8%増）、営業利益は677百万円（前連結会計年度は2百万円の営業損失）となりました。

ロ. 木工機械事業

昨年発生したウッドショックの教訓から国産材利用が進み、業界全体の業績が好調に推移したことで顧客の設備投資意欲が向上するなど回復傾向が見られました。

このような状況の中、顧客ニーズに対応した国産材に特化したフィンガージョイントライン、集成材のシステム化の改良、開発に注力するとともに、部品納期の長納期に対応、生産の効率化に取り組んで参りました。

主力機械である単板チッパーの受注・売上が堅調に推移していることに加え、フィンガージョイント機の大型案件受注が大きく貢献し売上高は増加しましたが、上昇する部材調達価格等が製造コストを押し上げました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,061百万円（前連結会計年度比0.2%増）、営業利益は143百万円（前連結会計年度比25.4%減）となりました。

ハ. 住宅建材事業

期初においてはコスト上昇に伴う価格転嫁を進めるなど、営業活動の成果もあり売上は増加しましたが、住宅着工戸数の減少により受注案件が減少したことに加え、昨年発生したウッドショックの影響が薄れたことから、住宅建材の流通が回復し部材供給面での優位性が低下したことや、受注価格競争が激しさを増したことなどから、受注件数および1案件当たりの受注額ともに減少しました。

また、1案件当たりの受注額が減少したことに加え、主要材料の調達価格上昇はピークを過ぎたものの、ピーク時に調達した在庫が残っていることや、副資材などの値上がりりが一段と進んでいることから製造原価が増加しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,103百万円（前連結会計年度比10.8%減）、営業利益につきましては19百万円（前連結会計年度比81.1%減）となりました。

事業区分	売上高(百万円)	受注高(百万円)
合板機械事業	4,273	8,827
木工機械事業	1,061	860
住宅建材事業	1,103	1,059

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、43百万円であり
ます。

その主なものは、当社の、建物附属設備および機械装置の購入並びに
無形固定資産におけるリース資産の更新等であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より
長期借入金として100百万円の調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2020年3月期 第133期	2021年3月期 第134期	2022年3月期 第135期	2023年3月期 第136期(当期)
売 上 高 (百万円)	6,724	3,538	4,938	6,437
経 常 利 益 (百万円)	678	86	282	768
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	223	3	223	683
1株当たり当期純利益 (円)	164.98	2.76	161.08	490.11
総 資 産 (百万円)	8,488	8,192	8,588	9,926
純 資 産 (百万円)	5,132	5,063	5,251	5,844
1株当たり純資産 (円)	3,776.66	3,678.52	3,774.00	4,217.31

(注) 1. 第133期において、進捗部分についての成果の確実性が認められる重要な請負契約が発生したことから、当該請負において第133期より工事進行基準（進捗の見積もりは原価比例法）を適用しております。

なお、これにより、第133期の売上高が2,829百万円増加し、経常利益が849百万円増加、親会社株主に帰属する当期純利益が589百万円増加しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第135期の期首から適用しており、第135期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
太平ハウジング株式会社	50百万円	100%	住宅用建設資材の製造販売

(4) 対処すべき課題

我が国経済の今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の対処方針が緩和されることで、経済活動の正常化が一層進むことが想定されますが、長期化するロシア・ウクライナ情勢によりエネルギーコストを含めた物価上昇が継続する懸念が強いことや、半導体を中心とする原材料等の長納期化が引き続き懸念されるなど、世界経済全体の先行きは不透明感が続くことが予想されます。

当社グループを取り巻く事業環境は、カーボンニュートラルやSDGsを踏まえた脱炭素化に向けた世界的な流れが一段と加速することが予想され、環境に配慮した経営への対応が重要性を増すことが予想されます。

また、急激に進む人材不足の課題も大きく、当社が提供する機械への期待も、生産性向上はもとより、省エネをはじめとした環境性や、省人化、自動化への期待が高まっております。

このような経営環境の中、当社グループといたしましては、木材資源の有効利用、省人化・自動化、環境配慮など、お客様の多様なニーズに応えるため、「独自の商品を生産し、社会に貢献する」の経営理念のもと、テーマ別の勉強会を定期的開催し知識の共有及び技術力の向上、また、海外につきましては、展示会等に当社の機械を積極的に出展してPRを行うといった営業活動の強化に努めるなど、当社グループ一丸となって取り組んでまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	主要製品
合板機械事業	ナイフ研磨機、ドライヤー、ホットプレス
木工機械事業	チップパー、フィンガージョインター、スキャナー装置
住宅建材事業	ツーバイフォー工法住宅用建設資材 (木質パネル)

(6) 主要な営業所および工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	愛知県小牧市
工場	本社 (愛知県小牧市)、大阪 (大阪市住之江区)
営業所	大阪 (大阪市住之江区)

② 子会社

会社名	所在地
太平ハウジング株式会社	岐阜県可児市

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
合板機械事業	73名	2名増
木工機械事業	42名	－
住宅建材事業	37名	2名減
全社（共通）	5名	3名減
合計	157名	3名減

(注) 使用人数は、就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
120名	1名減	38.5歳	16.1年

(注) 使用人数は、就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社商工組合中央金庫	422
株式会社十六銀行	240
三井住友信託銀行株式会社	150
株式会社愛知銀行	100
株式会社三菱UFJ銀行	100
株式会社名古屋銀行	100

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2023年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,500,000株
- ② 発行済株式の総数 1,500,000株（自己株式114,077株を含む。）
- ③ 株主数 1,069名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
太平製作所取引先持株会	138	10.0
太平製作所自社株投資会	135	9.7
木戸修	135	9.7
株式会社名南製作所	38	2.7
内藤幸男	36	2.6
株式会社三菱UFJ銀行	32	2.3
齊藤武	28	2.0
株式会社愛知銀行	25	1.8
株式会社名古屋銀行	25	1.8
三井住友信託銀行株式会社	25	1.8

- (注) 1. 当社は、自己株式114千株（発行済株式の総数に対する持株数の割合7.6%）を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	11,806株	6名
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	1,543株	1名
社外取締役(監査等委員)	1,080株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告18ページ「2.(3)④取締役の報酬等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役 の 状 況 (2023年 3月31日 現在)

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
齊 藤 武	取締役社長 (代表取締役)	
尾 関 修 康	取 締 役 (総務部長)	太平ハウジング株式会社 取締役 (非常勤)
指 吸 隆 幸	取 締 役 (大阪事業部長)	太平ハウジング株式会社 取締役 (非常勤)
祖父江 雅 也	取 締 役 (小牧事業部技術統括部長)	
森 淳 彦	取 締 役 (小牧事業部開発営業部長)	
溝 口 祥 司	取 締 役 (大阪事業部技術営業部長)	
神 谷 慎 二	取 締 役 (監査等委員・常勤)	
内 藤 幸 男	取 締 役 (監査等委員)	
安 達 和 平	取 締 役 (監査等委員)	安達公認会計士事務所 公認会計士

(注) 1. 取締役(監査等委員)内藤幸男氏および取締役(監査等委員)安達和平氏は社外取締役であります。

2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

①2022年6月24日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって、取締役近藤守氏および石黒勝氏は任期満了により退任いたしました。なお、近藤守氏については退任時における重要な兼職は太平ハウジング株式会社取締役(非常勤)でありました。

②2022年6月24日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員・常勤)杉山和美氏および取締役(監査等委員)長谷川秀典氏は任期満了により退任いたしました。

③2022年6月24日開催の第135回定時株主総会において、溝口祥司氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。また、同定時株主総会において、神谷慎二氏および安達和平氏が新たに取締役(監査等委員)に選任され、就任いたしました。

3. 当社は、常勤により内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、神谷慎二氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当社は、取締役(監査等委員)内藤幸男氏および取締役(監査等委員)安達和平氏の2名を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任原因となった職務の執行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役を保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等の額の算定方針は、役員が果たす大きな役割の一つとして、ステークホルダーへの利益還元と考えており、ステークホルダーへの利益還元実績としております。

なかでも、株主への還元である配当および従業員への還元である賞与支給実績ならびにベースアップ実績を算定の主要な基礎としております。

報酬決定のプロセスは、取締役総務部長が当社方針および算定基礎に基づき算定した報酬案を取締役に提出し、取締役会で協議の上決定しております。

また、2020年6月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、2020年6月26日開催の監査等委員会において、監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬および非金銭報酬に関する方針

取締役の職位毎に定めた職責、配当実績および社員の賞与支給実績等を総合的に考案し決定しており、基本報酬および非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）として支給しております。

b. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬のうち15%～30%分を非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）としております。

c. 報酬等の付与時期や条件等に関する方針

基本報酬については、月例の固定金銭報酬とし、非金銭報酬（譲渡制限付株式報酬）については、年1回による非金銭報酬債権であります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	98,853	79,086	19,767	8
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	11,999	9,600	2,399	2
社外取締役(監査等委員)	8,398	6,720	1,678	3
計	119,251	95,406	23,845	13

- (注) 1. 上表には、2022年6月24日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および取締役(監査等委員)2名(うち社外取締役1名)を含んでおります。なお、上記のほか、当該取締役(監査等委員)2名(うち社外取締役1名)に対し当事業年度中に役員退職慰労金8,306千円を(うち社外取締役1名に2,925千円)支払っております。
2. 非金銭報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. (1) ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第132回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名であります。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第129回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。

なお、2019年6月27日開催の第132回定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的なインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されております。

譲渡制限付株式報酬制度を導入後の取締役の報酬構成については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬構成は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬限度は、基本報酬年額200百万円以内、譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額50百万円以内、普通株式の総数は年3万株以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名であります。

監査等委員である取締役の報酬構成は、基本報酬および譲渡制限付株式報酬で構成するものとし、各報酬限度は、基本報酬年額50百万円以内、譲渡制限付株式報酬は基本報酬の内枠として年額15百万円以内、普通株式の総数は年1万株以内であります。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、3名であります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
社外取締役	内 藤 幸 男	—	—	—
社外取締役	安 達 和 平	安達公認会計士事務所	公認会計士	なし

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 内藤 幸男	当事業年度に開催された取締役会16回全てに、また、当事業年度に開催された監査等委員会15回全てに出席いたしました。取締役会においては、豊富な経営経験と高い見識から積極的な意見を述べており、専門的な立場からの監査、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会においては、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜必要な発言を行っております。
社外取締役（監査等委員） 安達 和平	2022年6月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに、また、就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会14回全てに出席いたしました。公認会計士・税理士の資格を有し、財務及び会計に精通しており、高い見識と幅広い経験から、独立性及び客観性を確保した助言・監督等を果たしております。取締役会においては、専門的見地や独立した立場等から、意思決定の適正性を確保するために必要な発言等を行っております。また、監査等委員会においては、公認会計士および税理士としての経験および専門的知見から適宜必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 栄監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、取締役会が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、「コンプライアンス態勢規程」を制定し、この規程に従って、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを徹底するものとする。

ロ. 当社は、法令・社会規範を遵守した上で「リスクマネジメント」の水準を維持・向上させ、より公正で透明な経営システムの構築を目指すことを目的に「リスク管理規程」を制定する。また、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する部署として「内部監査室」を設置する。

ハ. 取締役は当社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員会に報告するものとし、遅滞なく「取締役会」において報告するものとする。

ニ. 監査等委員会は当社の法令遵守体制および社内通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書はこれを保存し（電磁媒体を含む）、次の各号に定める文書を関連資料とともに、その保存媒体に応じて適切、かつ確実に保存・管理する。

I 株主総会議事録

II 取締役会議事録

III 監査等委員会議事録

IV 稟議書・決裁願書

V 重要な契約書

VI 会計帳簿、貸借対照表、損益計算書、事業報告およびその附属明細書

VII 税務署その他行政機関、証券取引所に提出した書類の写し

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 取締役は、個々の業務執行に係る種々のリスクの識別・評価・監視・管理の重要性を認識し、社内諸規程にもとづきその把握と管理のためのリスク管理体制を整備する。

ロ. リスク管理の全社的な統括・推進を行う部署として「内部監査室」を設置して、各管理担当部門を通じて統合的なリスク管理を行う。また「内部監査室」は各部門の適正性、適切性について監査を実施し、その結果を代表取締役社長と監査等委員会に報告する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定にもとづく業務執行については、業務分掌規程、承認基準において、それぞれの責任者および責任について定めることとする。
- ⑤ 当社（事業報告作成会社）および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ. 当社および当社の子会社は、本基本方針に従い遵法意識の向上および業務の適正を確保することに努める。
ロ. 当社取締役および子会社の取締役は各部門の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限および責任を有する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項および補助使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会から求められた場合は、補助使用人を設置しなければならない。なお、補助使用人の任命、解任、人事異動、賃金の改定については監査等委員会の同意を得た上で社長が決定することとし、取締役からの独立性と指示の実効性を確保するものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に対する体制、当社の子会社の取締役、監査役および使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
イ. 当社の取締役および使用人は、法定の事項に加えて、当社ならびに当社グループの経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査等委員会規則」にもとづき監査等委員会に報告する。
ロ. 子会社の取締役、監査役および使用人は、法定の事項に加えて、当該子会社の経営・業績に影響をおよぼす重大な事項について、「監査役会規則」にもとづき監査役に報告する。報告を受けた監査役は速やかに当社監査等委員会に報告する。
- ⑧ 報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
イ. 当社は、監査等委員会または、子会社においては監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の取締役および使用人に周知徹底する。
ロ. 監査等委員会は、報告を行った取締役および使用人の人事異動、人事評価および懲罰等に対して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

- ⑨ 監査等委員の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務執行上必要とする費用の前払いまたは債務の償還手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査等委員等の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、監査等委員との意見交換の場を設け、監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を整えるように努める。

ロ. 監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧するほか、必要により説明を求めた場合は、取締役等は速やかに対応する。

ハ. 監査等委員は、会社の重要な意思決定プロセスおよび業務の執行状況を把握するため、主要な会議へ出席する。

ニ. 監査等委員会は、内部監査室の実施する内部監査の計画について協議に加わることができるものとし、内部監査結果の報告等、監査等委員会との連携に努めるものとする。

- ⑪ 財務報告の信頼性、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、監査の実施にあたり、財務報告の信頼性を確保するため、監査等委員会が必要と認める場合においては、弁護士・公認会計士などの外部専門家を含めた適切な体制をとるものとする。

ロ. 個々の取引は、社長または規程で定める者の承認を必要とする。

ハ. 企業会計原則その他一般に公正妥当と認められる基準に準拠して、財務諸表を作成できるように記帳する。

ニ. 会計帳簿の資産残高については、当該資産の実査を定期的に行い、差異があれば適切な措置をとる。

ホ. 財務報告は必要な社内手続きを経た上で社外に公表する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、内部監査室および総務部が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンス意識の向上を図るべく取り組んでおります。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,879,866	流 動 負 債	3,659,496
現金及び預金	3,805,686	支払手形及び買掛金	1,532,996
受取手形	587,911	短期借入金	800,000
売掛金	475,465	1年内返済予定の長期借入金	212,000
契約資産	786,973	リース債務	16,242
有価証券	1,300,000	未払費用	89,895
仕掛品	439,136	未払法人税等	164,416
原材料及び貯蔵品	417,077	賞与引当金	102,121
その他	69,057	受注損失引当金	4,583
貸倒引当金	△1,441	完成工事補償引当金	96,350
固 定 資 産	2,046,857	前受金	531,488
有形固定資産	1,256,087	その他	109,402
建物及び構築物	478,032	固 定 負 債	422,363
機械装置及び運搬具	56,665	長期借入金	100,000
土地	689,746	リース債務	21,398
リース資産	21,588	繰延税金負債	18
その他	10,054	退職給付に係る負債	298,500
無形固定資産	20,370	役員退職慰労引当金	2,445
ソフトウェア	8,851	負 債 合 計	4,081,859
リース資産	11,519	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	770,398	株主資本	5,824,140
投資有価証券	259,779	資本金	750,000
繰延税金資産	14,362	資本剰余金	114,957
その他	496,256	利益剰余金	5,118,777
資 産 合 計	9,926,723	自己株式	△159,594
		その他の包括利益累計額	20,723
		その他有価証券評価差額金	20,723
		純 資 産 合 計	5,844,863
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,926,723

連 結 損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日
至 2023年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,437,776
売 上 原 価		4,847,941
売 上 総 利 益		1,589,834
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		847,030
営 業 利 益		742,804
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	236	
受 取 配 当 金	3,194	
受 取 保 険 金	255	
鉄 屑 売 却 収 入	4,370	
助 成 金 収 入	15,963	
そ の 他	5,593	29,613
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,034	
そ の 他	403	3,438
経 常 利 益		768,979
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	163	163
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	53	53
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		769,090
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	189,477	
法 人 税 等 調 整 額	△103,678	85,798
当 期 純 利 益		683,291
親会社株主に帰属する当期純利益		683,291

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2022年4月1日
至 2023年3月31日 ）

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	750,000	111,442	4,519,268	△142,211	5,238,499
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△83,781		△83,781
親会社株主に帰属する 当期純利益			683,291		683,291
自己株式の取得				△36,305	△36,305
自己株式の処分		3,515		18,921	22,437
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)					-
当連結会計年度変動額合計	-	3,515	599,509	△17,383	585,641
当連結会計年度末残高	750,000	114,957	5,118,777	△159,594	5,824,140

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	13,229	13,229	5,251,729
当連結会計年度変動額			
剰余金の配当			△83,781
親会社株主に帰属する 当期純利益			683,291
自己株式の取得			△36,305
自己株式の処分			22,437
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額(純額)	7,493	7,493	7,493
当連結会計年度変動額合計	7,493	7,493	593,134
当連結会計年度末残高	20,723	20,723	5,844,863

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	太平ハウジング株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 …… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）、連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに

（リース資産を除く）

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	7年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年

- ② 無形固定資産…………… 定額法を採用しております。
 (リース資産を除く) なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|-----|
| ソフトウェア | 5年 |
| 施設利用権 | 15年 |
- ③ リース資産
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金…………… 連結子会社において、役員に対する退職金の支給に備えるため、規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- ④ 完成工事補償引当金…………… 顧客に納入した製品に対して発生するクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。
- ⑤ 受注損失引当金…………… 受注案件に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注案件のうち、損失が発生する可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、その損失の見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下の通りであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

①一時点で充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、標準仕様に基づく製品や部品の販売及び、機械の改造や修理など納期がごく短い請負契約については、顧客への引渡時又は検収時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

住宅建材事業においては、主にツーバイフォー工法住宅の構造躯体（パネル）の製造販売を行っております。これら製品の製造は納期がごく短く、顧客への引渡時に支配の移転が完了し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

②一定期間にわたり充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

住宅建材事業においては、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引はありません。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。

なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する進捗度の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

売上高(未完成部分) 1,664,904千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事について、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識しております。

工事原価総額の見積りは実行予算によって行い、履行義務が充足されるまで随時工事原価総額の検討・見直しを行っております。しかし、工事案件を取り巻く環境の変化（仕様変更・工期の変更による追加原価の発生及び資材価格の高騰等）が生じた場合、工事収益総額及び工事原価総額が変動するとともに、期末における進捗度の見積りにも影響を与えることとなり、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,102,369千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,500,000株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月24日 定時株主総会	普通株式	55,662千円	40円	2022年3月31日	2022年6月27日
2022年11月4日 取締役会	普通株式	28,119千円	20円	2022年9月30日	2022年12月1日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	83,155千円	60円	2023年3月31日	2023年6月26日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については元本を毀損しない範囲で預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により必要な資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。輸出に関する取引については、ほとんど円貨建てであるものの、一部外貨建ての営業債権については為替の変動リスクに晒されております。

有価証券は、主に合同運用の金銭信託であり、短期的な資金運用として保有する安全性の高い金融商品であり、信用リスクは僅少であります。

投資有価証券は、株式および社債であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが半年以内の支払期日であります。また、その一部には材料仕入れ等の輸入に伴う外貨建てのものもあり、為替の変動リスクに晒されております。

借入金に関しては、主に設備投資や事業の運営に必要な資金の調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権については、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、回収懸念債権の早期把握や縮小を図っております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

有価証券である合同運用指定金銭信託等については、定期的に運用状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業の財務状況等については定期的な把握を行っております。

借入金に関しては、長年にわたり当社と取引のある銀行等金融機関に限定しており、できる限り金利の変動リスクの少ないもので調達しております。また、連結子会社についても同様の管理を行っております。

金融商品の時価については、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、異なる条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額1千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券			
その他有価証券	259,778	259,778	—
資産計	259,778	259,778	—
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	312,000	310,803	△1,196
負債計	312,000	310,803	△1,196

(*) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「有価証券」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価等の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
(1)株式	57,018	—	—	57,018
(2)社債	—	202,760	—	202,760
資産計	57,018	202,760	—	259,778

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	—	310,803	—	310,803
負債計	—	310,803	—	310,803

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式および社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	合板機械事業	木工機械事業	住宅建材事業	
一時点で移転される財	1,026,717	425,172	1,103,987	2,555,878
一定の期間にわたり移転される財	3,245,603	636,294	—	3,881,898
顧客との契約から生じる収益	4,272,320	1,061,467	1,103,987	6,437,776
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	4,272,320	1,061,467	1,103,987	6,437,776

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債の残高は以下の通りです。

当連結会計年度（自2022年4月1日 至2023年3月31日）

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約資産	824,674	786,973
契約負債	420,579	531,488

(注) 1. 契約資産

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利の内、顧客から受領している前受対価を除いたものです。契約資産は、履行義務を充足し請求を行った時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

2. 契約負債

契約負債は、顧客との契約において、履行義務が充足される以前に受領した前受対価です。

契約負債は、履行義務の充足に伴い減少します。

1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たりの純資産額 4,217円31銭
- 1 株当たりの当期純利益 490円11銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	7,249,138	流動負債	3,295,455
現金及び預金	3,503,322	支払手形	1,177,859
受取手形	565,799	買掛金	314,380
売掛金	353,244	短期借入金	650,000
契約資産	786,973	1年内返済予定の長期借入金	72,000
有価証券	1,300,000	リース債務	16,242
仕掛品	404,218	未払費用	77,584
原材料及び貯蔵品	272,931	未払法人税等	164,323
前払費用	5,921	賞与引当金	89,193
その他	57,068	完成工事補償引当金	96,350
貸倒引当金	△341	前受金	531,488
固定資産	2,084,883	その他	106,032
有形固定資産	1,248,562	固定負債	352,123
建物	460,762	長期借入金	100,000
構築物	14,698	リース債務	21,398
機械及び装置	48,606	退職給付引当金	230,724
車両運搬具	3,059	負債合計	3,647,579
工具器具備品	10,099	純資産の部	
土地	689,746	株主資本	5,665,756
リース資産	21,588	資本金	750,000
無形固定資産	20,370	資本剰余金	114,957
ソフトウェア	8,851	資本準備金	77,201
リース資産	11,519	その他資本剰余金	37,756
投資その他の資産	815,950	利益剰余金	4,960,393
投資有価証券	259,700	利益準備金	126,500
関係会社株式	50,000	その他利益剰余金	4,833,893
長期前払費用	7,792	固定資産圧縮積立金	339,308
長期預金	200,000	繰越利益剰余金	4,494,585
繰延税金資産	14,362	自己株式	△159,594
保険積立金	283,265	評価・換算差額等	20,686
その他	830	その他有価証券評価差額金	20,686
資産合計	9,334,022	純資産合計	5,686,442
		負債・純資産合計	9,334,022

損 益 計 算 書

(自 2022年 4 月 1 日
至 2023年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		5,333,788
売 上 原 価		3,872,370
売 上 総 利 益		1,461,418
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		738,468
営 業 利 益		722,949
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	233	
受 取 配 当 金	5,192	
受 取 保 険 金	255	
鉄 屑 売 却 収 入	4,370	
受 取 賃 貸 料	49,200	
助 成 金 収 入	15,963	
そ の 他	6,395	81,611
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,589	
固 定 資 産 賃 貸 費 用	21,766	
そ の 他	403	24,759
経 常 利 益		779,801
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	163	163
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	53	53
税 引 前 当 期 純 利 益		779,911
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	189,292	
法 人 税 等 調 整 額	△103,678	85,613
当 期 純 利 益		694,298

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資 本 準備金	その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金	利益剰余金計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金				
当 期 首 残 高	750,000	77,201	34,241	111,442	126,500	344,323	3,879,054	4,349,877	△142,211	5,069,108
当 期 変 動 額										
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,015	5,015	—		—
剰余金の配当							△83,781	△83,781		△83,781
当期純利益							694,298	694,298		694,298
自己株式の取得									△36,305	△36,305
自己株式の処分			3,515	3,515					18,921	22,437
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										—
当期変動額合計	—	—	3,515	3,515	—	△5,015	615,531	610,516	△17,383	596,647
当 期 末 残 高	750,000	77,201	37,756	114,957	126,500	339,308	4,494,585	4,960,393	△159,594	5,665,756

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	13,185	13,185	5,082,294
当 期 変 動 額			
固定資産圧縮積立金の取崩			—
剰余金の配当			△83,781
当期純利益			694,298
自己株式の取得			△36,305
自己株式の処分			22,437
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	7,501	7,501	7,501
当期変動額合計	7,501	7,501	604,148
当 期 末 残 高	20,686	20,686	5,686,442

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 …………… 移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

なお、預金と同様の性格を有する有価証券については移動平均法による原価法を採用しております。

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

原材料及び貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 …………… 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

機械及び装置 4年～12年

(2) 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

施設利用権 15年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 ……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）に基づき計上しております。
なお、退職給付債務の見込額は簡便法により計算しております。
- (4) 完成工事補償引当金 ……………顧客に納入した製品に対して発生したクレームに係る費用に備えるため、今後発生が見込まれる補償費について合理的に見積ることができる金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社顧客との契約から生じる収益に関する主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に回収しているため、重大な金融要素の調整は行っておりません。

(1) 一時点で充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、標準仕様に基づく製品や部品の販売及び、機械の改造や修理など納期がごく短い請負契約については、顧客への引渡時又は検収時に履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

(2) 一定期間にわたり充足される履行義務

合板機械事業及び木工機械事業においては、機械製造の請負及び機械の据付工事については、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引であると判断しております。

合理的な進捗度の見積りが出来るものについては、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出した進捗度に応じて収益を認識し、合理的な進捗度の見積りが出来ないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識しております。

会計上の見積りに関する注記

一定の期間にわたり履行義務を充足する進捗度の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高(未完成部分)	1,664,904千円
------------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 1,996,709千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引以外の取引 52,161千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	108,444株	20,062株	14,429株	114,077株

(注) 1. 自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得20,000株及び単元未満株式の買取り62株による増加分であります。

2. 自己株式の減少14,429株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
棚卸資産評価減	62,644
貸倒引当金	104
退職給付引当金	70,601
賞与引当金	27,293
株式報酬費用	20,995
完成工事補償引当金	29,483
投資有価証券評価損	5,045
未払事業税等	13,145
開発研究用設備	248,846
その他	9,348
小計	487,508
評価性引当額	△316,080
繰延税金資産計	171,428
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△149,608
その他有価証券評価差額金	△7,456
繰延税金負債計	△157,065
繰延税金資産の純額	14,362

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
子 会 社	太平ハウジング株式会社	所有 直接 100%	役員の兼任	工場用地・建物の賃貸(注)	49,200	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引の内容については賃貸料であり、金額については近隣の相場を勘案して決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たりの純資産額	4,103円00銭
2. 1株当たりの当期純利益	498円01銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社太平製作所
取締役会 御中

栄 監 査 法 人

名古屋事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 近 藤 雄 大

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 高 原 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社太平製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社太平製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

株式会社太平製作所
取締役会 御中

栄 監 査 法 人

名古屋事務所

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 近 藤 雄 大

指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 高 原 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社太平製作所の2022年4月1日から2023年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第136期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

株式会社太平製作所 監査等委員会

常勤監査等委員 神 谷 慎 二 ㊟

監査等委員 内 藤 幸 男 ㊟

監査等委員 安 達 和 平 ㊟

(注) 監査等委員内藤幸男及び安達和平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと位置付けております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭であります。

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金60円 総額83,155,380円となります。なお、中間配当金として1株につき金20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき金80円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の指名に当たっては、当社の業務に精通または高い専門性を有することを基本方針とし、代表取締役と事前に面談を行い、慎重に検討したうえで取締役会に上程しております。

また、本議案について、監査等委員会において検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況および業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	さいとう たけし 齊藤 武 (1962年12月5日生)	1983年4月 当社入社 2007年3月 小牧事業部技術開発リーダー 2011年6月 小牧事業部総務チーフリーダー 2013年12月 執行役員小牧事業部技術部長 2016年6月 取締役小牧事業部技術部長 2017年6月 代表取締役社長（現任）	28,748株
	【選任理由】 齊藤武氏は、当社及びグループ会社において、管理部門・技術部門等の幅広い業務に従事し、業務全般に関する豊富な知識・経験を有しております。当社グループの成長に向けた事業戦略を積極的に推進する等、職務を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	おびきの のぶ やす 尾関 修 康 (1969年10月1日生)	1988年4月 当社入社 2010年8月 小牧事業部営業リーダー 2011年6月 小牧事業部営業チーフリーダー 2015年12月 小牧事業部開発営業チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部開発営業部長 2019年6月 取締役小牧事業部開発推進部長 2022年6月 取締役総務部長（現任） (重要な兼職の状況) 太平ハウジング株式会社非常勤取締役	9,890株
	【選任理由】 尾関修康氏は、国内・海外営業を中心に幅広く活躍し、高い意識と行動力を持って経営全般に携わっております。今後は財務及び人事部門を中心とした総務全般における当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	ゆび すい たか ゆき 指 吸 隆 幸 (1961年8月8日生)	1980年4月 当社入社 2011年6月 大阪事業部開発チーフリーダー 2014年6月 執行役員大阪事業部技術開発部長 2020年6月 取締役大阪事業部長(現任) (重要な兼職の状況) 太平ハウジング株式会社非常勤取締役	10,989株
<p>【選任理由】 指吸隆幸氏は、技術分野を中心に広く活躍しており、幅広い知識と経験を兼ね備えております。2020年6月には取締役大阪事業部長として経営全般に携わっており、特に開発責任者として多くの新機種を作りだし、当社の経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
4	そ ぶ え まさ や 祖父江 雅 也 (1967年9月11日生)	1986年4月 当社入社 2011年6月 小牧事業部技術開発リーダー 2012年5月 小牧事業部技術開発チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部技術部長 2019年6月 取締役小牧事業部技術管理部長 2022年6月 取締役小牧事業部技術統括部長(現任)	9,990株
<p>【選任理由】 祖父江雅也氏は、技術部門において、製造・工程・品質管理に幅広く活躍しております。また、開発にも携わり、その経験と知識を活かし、当社経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	もり あつ ひこ 森 淳 彦 (1969年5月28日生)	1988年4月 当社入社 2010年8月 小牧事業部営業リーダー 2011年6月 小牧事業部営業チーフリーダー 2015年12月 小牧事業部開発営業チーフリーダー 2017年3月 執行役員小牧事業部営業開発部長 2019年6月 取締役小牧事業部開発営業部長(現任)	9,290株
	【選任理由】 森淳彦氏は、営業分野を中心に幅広く活躍しております。特に国内顧客との信頼が高く、また、幅広い知識を活かし、当社経営を担うことが期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
6	みぞ ぐち しょう じ 溝 口 祥 司 (1968年12月7日生)	1991年2月 当社入社 2011年6月 大阪事業部開発チーフリーダー 2012年6月 執行役員大阪事業部営業部長 2022年6月 取締役大阪事業部技術営業部長(現任)	7,536株
	【選任理由】 溝口祥司氏は、国内営業を中心に活躍しており、幅広い知識と経験を兼ね備えております。2022年6月に取締役大阪事業部技術営業部長として営業分野を中心とした当社の経営全般に携わっており、今後においても当社の経営を担う事が期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しております。また、当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、法令違反であることを認識して行った行為等の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス)

第2号議案が原案どおり可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは下記のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より期待する知識・経験・能力についての項目を記載しており、有する全ての経験を表すものではありません。

スキルマトリックス各項目の内容

項目	内容
企業経営・経営戦略	持続的な経営戦略を策定し、戦略を実行できる組織体制の整備を担うことを期待する。
人事・労務・人事育成	健全な事業を継続するには、「人財」が重要であり、従業員一人ひとりが能力を最大限に発揮することで目的を達成できる人材戦略を担うことを期待する。
イノベーション・開発営業・技術	客先の要望を理解し、先進技術を取り入れた機械の開発を行い、高品質の商品を提供する事業戦略を担うことを期待する。
財務会計	正確な財務報告体制を整え持続すること。持続的な企業価値向上に向けた成長投資、株主還元を実現する財務戦略を担うことを期待する。
ガバナンス・リスク管理	適切な企業統治体制を確立し、経営監督の実効性向上を担うことを期待する。
サステナビリティ	事業を通じて環境維持に貢献できる事業戦略を担うことを期待する。
海外知見	海外事業の成長戦略の策定に関する助言及び監督を担うことを期待する。

スキルマトリックス

(期待する知識・経験・能力(特に期待するもの=◎)

取締役名	役職	企業経営 経営戦略	人事・労務 人事育成	イノベーション 開発営業 技術	財務会計	ガバナンス リスク管理	サステナビリティ	海外知見
齊藤 武	取締役	◎	○	○		◎	○	
尾関 修康	取締役	◎	◎		◎	○	○	
指吸 隆幸	取締役	◎	○		○	○	○	
祖父江 雅也	取締役	○	○	◎				
森 淳彦	取締役	○		◎				○
溝口 祥司	取締役	○	○	◎		○		
神谷 慎二	取締役(監査等委員)			○		◎	○	
内藤 幸男	取締役(監査等委員)			○		○		○
安達 和平	取締役(監査等委員)				◎	◎		

一 株 主 メ モ ー

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月に開催
株主確定基準日	(1) 定時株主総会、期末配当 毎年3月31日 (2) 中間配当 毎年9月30日 (3) その他必要あるときに、予め公告した一定日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	〒460-8685 名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
郵便物送付先 電話照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00(土日休日を除く) 取扱事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店(コンサルティングオフィス・コンサルプラザを除く)で行っております。
上場証券取引所	名古屋証券取引所メイン市場 東京証券取引所スタンダード市場
公告掲載新聞	中部経済新聞

(お知らせ)

- ・住所変更、単元未満株式の買取等のお申出について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- ・未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

株主総会会場のご案内

株主総会は、株式会社太平製作所本社で開催いたしますので、ご出席の際は下記の案内図をご参照ください。

記
会 場 所在地 愛知県小牧市大字入鹿出新田字宮前955番 8
株式会社 太平製作所 本社
電話 <0568> 73-6411 (代表)
交通機関 名鉄電車 名鉄犬山線岩倉駅下車タクシーにて約15分
名鉄小牧線小牧駅下車タクシーにて約12分

案内図

